

令和4年度
水 質 検 査 計 画



長島町水道事業
長島町簡易水道事業

～ 目 次 ～

■はじめに.....	1
1. 水質検査に関する基本方針	2
2. 水道事業の概要	3
3. 定期の水質検査	9
4. 臨時の水質検査	15
5. 試料(検体)の採取及び運搬方法	15
6. 検査方法及び委託の範囲	16
7. 検査結果の評価	17
8. 検査計画の見直し	18
9. 検査の精度と信頼性保証.....	19
10. 関係者との連携(緊急時含む)	20
11. 水質検査計画および検査結果の公表方法	21
12. データ	22

■はじめに

水質検査は、利用者のみなさまに安全な水を供給するために不可欠であり、水質管理を徹底する上で、最も重要なものです。近年における水道環境は、新たな化学物質の問題など、その対策は全国的にも急務とされ、各事業体が抱える問題も多種多様であるといえます。

長島町の水道事業は、令和元年度まで、簡易水道事業及び飲用水供給施設事業にて運営しておりましたが、令和2年4月からは、長島本島地区の簡易水道事業及び飲用水供給施設事業を統合し、長島町水道事業として、新たな水道事業の運営を開始いたします。ただし、獅子島地区においては、獅子島簡易水道として引き続き運営いたします。

そういった背景の中、利用者のみなさまにより安心して水道を利用していただけのように、長島町水道課では、町内に供給している水道水について、水道法の水質基準に適合し、かつ安全で良質な水であることをご理解いただくための指針として、「令和4年度 水質検査計画」を策定いたしました。この水質検査計画は、単なる「水質検査予定表」ではなく、長島町の水道の現状を踏まえたうえでの「水質管理における年間総合計画」と位置付け、この計画を推進することにより適正かつ公平な水質検査体制が確保されます。

安全で良質な水道水を供給するためには、徹底した水質管理を行う必要があることはいうまでもありません。その一方で、水質管理を行うためには相応のコストが必要であり、そのコストは利用者の皆様から頂く水道料金によってまかなわれています。したがって、水道料金を抑えながら、安全で安心な水をご使用いただくためには、水質検査を的確に行い、適切な水質管理を行うことが重要です。この水質検査計画において、本町の抱える水質管理上の問題点をご理解頂いた上で、地域の水質管理を一緒になって考え、行動していただければ幸いです。

長島町水道課では、次年度以降も水質の状況変化に応じた水質検査計画の見直しを行い、利用者のみなさまにより一層安全で安心な水を供給することに努めてまいります。

1. 水質検査に関する基本方針

平成15年5月30日厚生労働省令第百一号の水質基準に関する省令(平成16年4月1日施行)に準じる水質検査を行うにあたって、合理的な効率化を図り、安全性を確保しながら水質検査にかかるコストを低減します。また、平成24年4月1日施行の水道法施行規則の一部改正において、試験方法や運搬等の内容についての変更が行われました。

また、令和2年4月1日には、「六価クロム化合物」の項目において、基準値の改正が行われ、今まで以上に、住民の皆様へ供給される水質の監視の強化が求められるようになりました。

これらを踏まえて、「水質基準に関する省令」に定められている基準項目におきましても、地域や水源の特性、水源周辺環境、過去の検査結果を検討の上、検査頻度の低減を行います。

また、水質管理目標設定項目につきましても、各地域での農薬等の使用実態を踏まえ、変動を監視すべき項目について検査を行うか検討します。

さらに、原水の水質検査につきましては、水道事業における水質管理の基本であると共に、その水質変動は、今後の水源保全の基礎データともなるため、原則、年次変化を把握できるよう定期的に行います。

水質検査の実施箇所及び頻度につきましても、検査項目同様にコストと安全性の双方の観点より、最も合理的かつ効率的な地点と頻度を選定します。

その他、水質検査に関しては、検査及びその結果に対する対症療法的措置のみを意識するのではなく、水質管理の観点から専門機関や関係各位との継続的な連携による水源汚染の予防措置を重視して、計画及び検査の実施を行っていくものとしします。

- (1) 水質検査の対象は、原則として長島町内の各配水池から町内の給水栓に供給される水道水及びその原水とします。
- (2) 水道法で検査が義務付けられる各水系(配水池ごとに定めた水道水の系統)の水道水の他に、鋼管使用による蛇口からの鉛溶出の検査と、水質汚染を監視する目的で各水系の原水検査も行います。
- (3) 採水地点は、原則として各水系1箇所(原水・水道水共)とします。
- (4) 検査項目は各水系の水道水に関しては水道法により定められた項目の検査を行います。この他に水質管理目標設定項目や、リスクレベルに応じて、指標菌及びクリプトスポリジウム等、原水の汚染の監視を目的とした検査を行います。
- (5) 水質汚濁事故等のように水道法の水質基準を維持することが危ぶまれる事態においては速やかに臨時の水質検査を行います。

2. 水道事業の概要

2.1 各施設の概要

(1) 給水区域

表 1 給水区域一覧（獅子島）

事業名	集 落 名（地 区）	現在給水人口
獅子島簡易水道	片側・幣串・御所浦・湯ノ口	表 7 参照 (P-6)

表 2 給水区域一覧（南部・東部）

事業名	集 落 名（地 区）	現在給水人口
長島町水道事業 （南部地区）	田尻・火ノ浦・山門野・川床下・川床中・川床上・小坂・梅ノ木 山・加世堂・牧・市来崎・脇崎・塩追・杉ノ段・犬鹿倉	表 8 参照 (P-7)
長島町水道事業 （東部地区）	赤崎・浦底岳・山寺・山中・上揚・本町・西・野中・矢堂・三船 ・桂代・菅牟田・宮ノ浦・浦底・福ノ浦・薄井・白瀬・本浦・葛輪 ・伊唐	

表 3 給水区域一覧（西部・北部）

事業名	集 落 名（地 区）	現在給水人口
長島町水道事業 （西部地区）	馬込・汐見・潟・広野・唐隈・指江・城川内・川内	表 9 参照 (P-8)
長島町水道事業 （北部地区）	蔵之元・小浜・中南・母良木・浜漕・藤之元・萩之牟礼・北方崎 ・茅屋・口之福浦	

(2)水源の施設名称及び種別等

表 4 水源施設(原水)一覧 (獅子島)

事業名	水源名	種別	水源位置
獅子島 簡易水道	片側水源地	ダム水	長島町獅子島 405-3
	黒崎水源地	表流水	長島町獅子島 52-8
	御所浦第1浄水場	表流水	長島町獅子島 3443
	御所浦第3浄水場	表流水	長島町獅子島 3913-1
	御所浦第4水源地	深井戸	長島町獅子島 3786-2
	平河内水源地	深井戸	長島町獅子島 2801-4
	湯ノ口水源地	深井戸	長島町獅子島 2337

表 5 水源施設(原水)一覧 (南部・東部)

事業名	水源名	種別	水源位置
長島町水道事業 (南部)	山門野第2・3水源地	深井戸	長島町山門野 989-2
	山門野第1水源地	深井戸	長島町山門野 1228-3
	川床第1・2水源地	深井戸	長島町川床 884-5
	川床第3水源地	深井戸	長島町川床 865-14
	塩迫水源地	深井戸	長島町川床 3013-4
	杉ノ段水源地	深井戸	長島町川床 4272-3
長島町水道事業 (東部)	赤崎水源地	深井戸	長島町鷹巣 1416
	浦底第1・2水源地 (鷹浦2・5水源地)	深井戸	長島町浦底 2576
	松ヶ平水源地 (鷹浦3水源地)	深井戸	長島町鷹巣 468-2
	倉蔵水源地 (鷹浦第4水源地)	深井戸	長島町浦底 1388-2
	鷹巣第1・2水源地	深井戸	長島町鷹巣 1941-1
	伊唐水源地	深井戸・浅井戸	長島町鷹巣 5477-2

表 6 水源施設(原水)一覧 (西部・北部)

事業名	水源名	種別	水源位置
長島町水道事業 (西部)	馬込水源地	深井戸	長島町下山門野535-3
	汐見水源地	深井戸	長島町下山門野1836-1
	唐隈水源地	深井戸	長島町城川内2609-3
	魚釣瀬水源地	湧水	長島町指江1365-3
	郷式水源地	深井戸	長島町指江1841-16
	城川内水源地	深井戸	長島町城川内319
	川内第1・2水源地	深井戸	長島町指江2079-1
長島町水道事業 (北部)	蔵之元第1・2水源地	深井戸	長島町蔵之元1588-3
	平尾第1水源地	深井戸	長島町平尾690-1
	中南水源地	深井戸	長島町平尾512-5
	北方崎水源地	湧水	長島町平尾2307-5
	口之福浦水源地	湧水	長島町平尾1326-2

(3) 水道施設の名称及び浄水方法等

表 7 水源施設(浄水)一覧 (獅子島)

(令和3年3月31日現在)

区分	区域	原水系統	浄水方法	配水池系	採水地点	給水人口
簡易水道	獅子島地区	片側水源地	急速ろ過	片側配水池系	獅子島中学校	172
		片側水源地	急速ろ過	幣串配水池系	漁具倉庫	246
		黒崎水源地	急速ろ過	黒崎配水池系	個人宅	11
		御所浦第1浄水場 御所浦第3浄水場 御所浦第4水源地	緩速ろ過 急速ろ過 消毒	御所浦配水池系	御所浦消防詰所	140
		平河内水源地	消毒のみ	平河内配水池系	白浜(個人宅)	21
		湯ノ口水源地	消毒のみ	湯ノ口配水池系	もくもく館	51

表 8 水源施設(浄水)一覧 (南部・東部)

(令和3年3月31日現在)

区分	区域	原水系統	浄水方法	配水池系	採水地点	給水人口
上水道	南部地区	山門野第2・3水源地 川床第3水源地	消毒のみ	田尻配水池系	田尻公民館	513
		山門野第1水源地 川床第3水源地	消毒のみ	山門野配水池系	山門野公民館	288
		川床第1・2水源地 川床第3水源地	消毒のみ	川床配水池系	川床下公民館	822
		川床第3水源地	消毒のみ	川床第3系統	市来崎公民館	131
		塩追水源地 川床第3水源地	消毒のみ	塩追配水池系	塩追消防詰所	167
		杉ノ段水源地	消毒のみ	杉ノ段配水池系	毎床公衆トイレ	68
	東部地区	赤崎水源地	消毒のみ	赤崎配水池系	赤崎墓地	89
		浦底第1・2水源地 (鷹浦2・5水源地)	消毒のみ	鷹巣配水池系	鷹巣水道倉庫	1,217
		松ヶ平水源地 (鷹浦3水源地)	消毒のみ	松ヶ平配水池系	宮之浦 消防詰所	450
		浦底第1・2水源地 倉蔵水源地 (鷹浦第4水源地)	消毒のみ	浦底配水池系	浦底消防詰所	563
		鷹巣第1・2水源地 浦底第1・2水源地	消毒のみ	葛輪配水池系	葛輪消防詰所	393
		鷹巣第1・2水源地 浦底第1・2水源地	消毒のみ	薄井配水池系	薄井消防詰所	407
		伊唐水源地	消毒のみ	伊唐配水池系	伊唐アイランド センター	278

表9 水源施設(浄水)一覧 (西部・北部)

(令和3年3月31日現在)

区分	区域	原水系統	浄水方法	配水池系	採水地点	給水人口
上水道	西部地区	馬込水源地	消毒のみ	馬込配水池系	馬込消防詰所	72
		汐見水源地	消毒のみ	汐見配水池系	汐見消防詰所	299
		唐隈水源地	消毒のみ	唐隈配水池系	唐隈消防詰所	325
		魚釣瀬水源地	急速ろ過	魚釣瀬配水池系	長島町文化ホール	40
		郷式水源地	消毒のみ	郷式配水池系	長島町役場	549
		城川内水源地	消毒のみ	城川内配水池系	城川内公民館	465
		川内第1・2水源地	紫外線	川内配水池系	川内公民館	81
	北部地区	蔵之元水源地 中南水源地	消毒のみ	蔵之元配水池系	小浜 野菜集荷所	884
		平尾第1水源地 中南水源地	消毒のみ	平尾配水池系	母良木公民館	870
		北方崎水源地	前処理 緩速ろ過	北方崎配水池系	茅屋墓地	293
		口之福浦水源地	膜ろ過	口之福浦配水池系	口之福浦 コミュニティ センター	73

3. 定期の水質検査

3.1 水質基準

浄水の水質については、「水質基準に関する省令」によって供給される基準が定められています。(表12 水質基準項目と検査頻度及び省略の基準表参照)

基準は概略、「病原性微生物」と「化学物質」に関するものに分類されており、以下のような考え方で設定されています。

3.1.1 病原性微生物に関する水質基準の考え方

① 一般細菌

浄水が適切に消毒されているかを示す指標であり、この項目が大きく増加した場合は、原水への生活排水等の混入の疑いがあります。

1mL 中の集落数が 100 以下であれば、水道水による集団感染等が起きないことを理由に基準が設定されています。

② 大腸菌

水による感染症の多くが人や動物の糞便に由来とすることから、水が糞便に汚染されていないかを確認するために検査します。

100mL 中に検出されないことが基準となっています。

3.1.2 化学物質に関する水質基準の考え方

毒性等のある全ての物質を検査することは現実的でないため、基準値の 10%を超えて検出された項目、又は超える可能性の高い項目について、当該基準値を水質基準として定めています。

判断基準となる基準値は下記の考え方で設定されています。

① 健康に影響のある項目(毒性等)

50kg の人が毎日 2 リットルの水を飲み続けた場合でも影響のない値(又は、影響が出始める値の 10%)が1日の摂取量の上限とされています。

この上限値に対して、水道水以外から摂取することも考慮して、上限値の 10%(消毒副生成物の場合は水道水以外からの摂取の可能性が低いいため 20%)が基準値として設定されています。

さらに、発ガン性物質や影響が不確定な物質の場合は、上限自体を低く考えて、最終的にもとの上限値の約1%が基準値となるよう設定されています。

② 生活利用上で困る項目（着色等）

色・濁り・においやそのもととなる物質などの、水道水を利用する上で困る項目については、障害を生じる濃度を基に基準値が設定されています。

3.2 浄水の検査

浄水（利用者のみなさまに給水される、原水を処理した後の水）の検査につきましては、水道法施行規則第15条（定期及び臨時の水質検査を規定している厚生労働省令、以下「省令」と略します。）の定めにより、下記にて検査を行います。

3.2.1 水質検査項目と頻度

1) 毎日検査項目

給水されている水に異常がないことを確かめるため、1日1回、色・濁り・消毒の残留効果（残留塩素）の3項目の検査を行います。

- ・ 色・濁り：試験管に採水して、目視にて確認します。
- ・ 消毒の残留効果（残留塩素）：試験管に採水後、試薬を入れ、着色度合いにより残留塩素濃度を測定します。
(この検査により、消毒が適切に行われているかを確認することが出来ます。)

2) 毎月検査項目

水道水の安全性を確保するためには、安全等に直接関わる項目については、より高い頻度での検査が望ましいところですが、検査頻度が高いほど負担して頂く料金への影響も大きくなります。そこで、合理的な検査頻度での検査が必要となります。

長年にわたる全国的な実績から、経験則として毎月1回の検査で大きな問題は生じないことが言われており、省令もこの経験をもとに定められています。また、省令では、塩化物イオン、有機物（全有機炭素(TOC)の量)、pH、味、臭気、色度、濁度の7項目については、自動計測機等で連続的に測定を行う場合は検査頻度を減らせることができますとなっています。

しかしながら、本町においては規模的にも連続測定を行う設備を持っていないため、検査頻度は減らさず、安全性に直接関わる一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、全有機炭素、pH、味、臭気、色度、濁度の9項目については、毎月1回の検査を行います。

- ・ いずれの項目も詳細な検査を行うため、検査専用の採水容器に採水後、水質検査機関に依頼して検査を行います。
- ・ 毎月検査項目は、病原性微生物の混入を疑わせる指標と考えられている項目で、毎日検査と毎月検査を的確に行うことで、水道水を原因とする病気等の感染を確実に防止するようにしています。

3) 3ヶ月に1回検査する項目

上記1)2)以外の項目については、病原性微生物のように短期的に危険に晒される項目ではなく、比較的長期間での摂取等が問題となります。このような項目について、近年の全国的な調査により、年4回(季節変動を考慮)以上の検査を行えば、毎月1回の検査と同等の結果が得られることが明らかになっているため、本町においても省令に基づき、原則3ヶ月に1回検査を行います。なお、本年度から基準値が強化された六価クロム化合物については、年4回の検査を3年間行います。

但し、消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目以外については、原水に起因する項目なので、水源状況が安定している場合には大きな変動はありません。このため、過去のデータで基準値を大きく下回っている場合は、水源状況の安定性を考慮した上で、省令に基づき、下記基準で検査回数を減らして効率的な水質検査を行うことが可能です。

- ・ 過去3年間の検査結果が基準値の10%以下の場合、検査頻度を3年に1回に低減することが可能です。
- ・ 過去3年間の検査結果が基準値の20%以下の場合、検査頻度を1年に1回に低減することが可能です。

具体的には下記の頻度で水質検査を行います。

- ・ 消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目については、人為的要因であること及び省令の規定により検査頻度は減らさず3ヶ月に1回とします。
- ・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、省令の規定では検査頻度を減らすことが出来ませんが、肥料や生活排水、工場排水の影響を受けやすいため、3ヶ月に1回の検査を行います。

- ・その他の項目については、水源状況の安定性を考慮した上で、省令の基準に基づき検査回数を減らして効率的な水質検査を行います。

個々の検査項目と検査頻度については、別表1-1～1-3を参照。

4) 「鉛及びその化合物」に係る検査項目

この検査項目の採取方法については、毎分約5リットルの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち、先と同じ流量(毎分5リットル)で流しながら開栓直後から5リットルを採取し、均一に混合してから必要量の検査用試料を採水容器に分取する方法となっています。本町においては状況に応じて、本採取法にて精密な検査を行います。

5) 「ジェオスミン」及び「2-メチルイソボルネオール」に係る検査項目

この検査項目については、影響を及ぼす可能性が高い水源を用いた配水池系(幣串(立石)・北方崎)において、安全を確認するために、夏季の時期のみ水質検査を行います。

6) 検査の省略について

平成15年に改正された省令では、上記3)の項目のほとんどについて、過去の検査結果が基準値の50%を一度も超えたことがない場合は、水源の状況に応じて検査を省略することが出来ます。

そこで、基準項目番号44の非イオン界面活性剤について、水源の周辺施設や状況に変化がない事と原水水質検査及び浄水水質検査で、非イオン界面活性剤の値が基準値の50%を一度も越えたことがない施設に関しては、検査を省略しますが、安全性を確認するため、3年に1回検査を行います。

3.2.2 採水場所

- ・給水栓水(蛇口の水)を検査する地点とします。
- ・水源系統ごとの末端の蛇口の水を採水場所と設定し、各検査項目で異なった給水栓が選択されないように注意します。
- ・採水地点は表7～表9(P6～8) 水源施設(浄水)一覧のとおりです。

3.3 原水の検査と水質管理目標設定項目の検査

原水(水源からの直接採取、消毒等の処理をする前の水)の検査については、水源状況を把握する上で、定期的な検査によって変動傾向を監視するため、下記にて検査を行います。

3.3.1 原水の水質検査項目と頻度

原水については、消毒処理による副生成物及び味を除く39項目を年1回検査します。(具体的な項目は表12 水質基準項目と検査頻度及び省略の基準表(P 22)を参照して下さい。)

また、原水の水質検査の頻度については、省令で定められていませんが、水道水質管理の上で最も重要な情報の一つでもあることから、厚生労働省健康局水道課長通知(健水発第 1010001 号)に基づき、経年変化を把握するため年1回行います。

また、クリプトスポリジウム等、耐塩素性病原生物の検査とその指標となる指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)の検査を「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水の種別や過去の指標菌検出状況から、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれを判断します。

判断基準及び検査頻度については下表のとおりです。

表 10 判断基準

リスクレベル		汚 染 の お そ れ の 判 断		
		原 水 の 種 別	指標菌検出状況	
			検出	未検出
レベル1	汚染の可能性が低い	地表水が混入していない被圧地下水のみの水		○
レベル2	当面汚染の可能性が低い	地表水が混入していない被圧地下水以外の水		○
レベル3	汚染のおそれがある	地表水以外の水	○	
レベル4	汚染のおそれが高い	地表水	○	

地 表 水:河川表流水、ダム水、湖沼水等の、地表面に存在する陸水

被圧地下水:粘土層等の不透性の地層に挟まれた帯水層内に存在し、被圧されている地下水

表 11 検査頻度

リスクレベル	検査頻度	
	指標菌検査	クリプトスポリジウム等検査
レベル1	3年に1回、井戸内部の状況点検	
レベル2	3ヶ月に1回以上	—
レベル3	毎月1回以上	3ヶ月に1回以上
レベル4	毎月1回以上	3ヶ月に1回以上

各水源ごとにレベル1からレベル4まで分類し、それぞれのレベルに合わせた項目、頻度で検査を行います。

しかし、リスクレベル1の場合及び施設整備が整っている施設であっても、水道水の安全性をより確実にするために、指標菌検査及びクリプトスポリジウム等検査を実施します。検査頻度につきましては、水源の状況等を考慮しながら、水質検査計画策定時に検討し決定いたします。（各水源ごとの検査頻度につきましては、別表2を参照してください。）

3.3.2 採水場所

各水源地を検査地点とし、各水源地の採水口を採水場所と設定します。（採水地点は前出の表4～6 水源施設(原水)一覧(P4～5)を参照して下さい）

3.3.3 水質管理目標設定項目の検査

水質管理目標設定項目の検査については、将来にわたり水道水の安全の確保等を万全に期する見地から、必要に応じて検査を行うことを検討します。また、農薬類については引き続き地域での使用状況を調査して、浄水で検出される可能性の高い項目を適切に選定することとします。

4. 臨時の水質検査

給水栓水(蛇口から出る水)が水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を行います。以下がその要件です。(※ 継続的に水質を評価する観点から、定期検査と臨時検査の委託先は同一の水質検査機関とします。)

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水地域及びその周辺において、消化器系感染症が流行したとき
- ④ 浄水過程に異常が起こったとき
- ⑤ 送水管等の工事その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき
- ⑥ 原因不明の色、濁り、pH 値の異常、臭いなど水質に変化があるとき
- ⑦ 浄水施設等の新設後の通水開始前
- ⑧ その他特に必要があると認められたとき

臨時検査の検査項目につきましては、現状を把握し関係機関と協議の上、項目を決定いたします。

5. 試料(検体)の採取及び運搬方法

- ・定期的な水質検査を実施する際は、検査日程、検査地点、採取方法を遵守し、検査に必要な専用容器を使用します。
- ・運搬の際は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の措置を施します。
- ・検査機関への試料の受け渡しは、最初の試料採水後、告示法で定められている検査項目が実施可能な対応を行います。

6. 検査方法及び委託の範囲

1) 検査の方法

- ① 水質検査全般の検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)に基づき行います。
- ② 遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法については、水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成 15 年厚生労働省告示第 318 号)に基づき行います。
- ③ その他の検査を行う場合は、上水試験方法(日本水道協会)等に基づき行います。

2) 委託の範囲

① 具体的な検査項目、頻度

原水の検査項目及び検査頻度については、巻末の別表2、浄水の水質検査については、別表1-1及び1-2に示す項目について委託します。

② 試料の採取及び運搬方法

試料の採取については、当町の水道課職員が行い、運搬を厚生労働省の登録機関に委託しています。

③ 臨時検査の取扱い

継続的に水質を評価する観点から、定期検査と臨時検査の委託先は同一の水質検査機関に委託しています。

3) 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び厚生労働省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証(水道 GLP、ISO9001 等)取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入検査、実施の水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査(以下「日常業務確認調査」という。)を実施し、水質検査機関の技術能力の把握を行います。

水質検査結果を評価し、本町の水道に対して助言等を行う見識を有する機関であること。(水道技術管理者等が配置されていること)

令和 3 年度の水質検査については、上記の要件を満たした登録検査機関に委託しました。

7. 検査結果の評価

各家庭へ給水されている水道水(浄水)は、51項目の水質基準項目をもとに検査が行われています。また、これらの項目には、それぞれ安全と認められる水質基準が定められております。水質検査の結果、もし基準を超える項目があった場合には、直ちに原因究明に努め、安全性を確保たすために必要な措置を講じます。さらに、検査結果に異常があった場合には、直ちに再検査を行うこととします。

7.1 病原性微生物に関する項目の評価

基準検査項目のうち、一般細菌及び大腸菌の項目については、直接的に病原性微生物による汚染の可能性を示すものなので、基準を超えている場合には、直ちに水質異常時として取り扱い、詳細確認の後、給水停止等の所定の処置を講じます。また、塩化物イオンなどの毎月検査を行う残り7項目についても、病原性微生物との関連が深い指標であるため、検査結果が大きく変動した場合には、水質汚染の可能性を検討します。

7.2 毒物に関する項目の評価

水銀とシアンについては、安全性を考慮して、検出された量が微量で、仮に長期にわたり摂取したとしても健康に影響しない値が基準値とされていますが、基準値を超過した場合には、詳細確認の後、所定の処置を講じます。

7.3 健康に関する項目の評価

健康に関する項目(カドミウム、ヒ素、鉛、など)については、長期的な影響を考慮して基準設定がなされています。しかし、明らかに基準値以上であった場合は、直ちに原因究明を行うとともに、低減化対策を講じます。基準値超過が継続するようである場合は、水質異常とみなして所定の処置を講じます。

7.4 水の性状に関する項目の評価

性状に関する項目（亜鉛、マンガン、アルミニウム、ナトリウム、鉄など）については、洗濯物への着色など、利用者の生活活動への障害をおこす可能性があるため、基準値以上であった場合は、水質異常とみなして緊急対策等の所定の処置を講じます。

7.5 水質異常時の対応

水質に異常等が認められた場合には、検査機関と協議の上、必要と思われる項目について至急検査を行うこととします。また、給水区域内の自治会長等へ連絡するなど、状況の連絡周知に努めます。検査結果の内容により必要に応じて給水停止等の所定の処置を講じます。

8. 検査計画の見直し

水質検査の実施については、検査計画に従って行いますが、以下の場合は検査の計画を見直すものとします。

- ① 水源の変更（新規、増設等）を行った場合。（過去データによる検討が不可能になるため。）
- ② 処理方法について、追加又は削除等の変更（ろ過方法の導入や変更等）が生じた場合。（過去データによる検討が不可能になるため。）
- ③ 水源周辺に異常が確認された場合。（水源水質の安全が確認できる計画に変更）
- ④ その他検査計画の変更が必要と認めた場合。

9. 検査の精度と信頼性保証

本町においては水質検査設備を保有していないため、毎日検査等の簡易な検査以外の水質検査は、毎年、水質検査機関に委託しています。

このため、水道法施行規則の改正に伴い委託水質検査機関に対して、水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び厚生労働省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証（水道 GLP、ISO9001 等）取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入検査、実施の水質検査機関における水質検査業務の確認に関する調査（日常業務確認調査）を実施し、技術能力の把握を行います。

具体的には、以下の要件を満たしていることを条件としています。

9.1 検査の精度

水質を管理するために行っている検査結果は、正確なデータでなければなりません。検査の精度（正確さ）を確保することが、重要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ① 検査が可能な検査施設を有していること。
- ② 知識経験を有する者が検査を担当し、その人数が5人以上であること。
- ③ 厚生労働省の実施する外部精度管理の結果が継続的に良好であること。

9.2 信頼性の保証

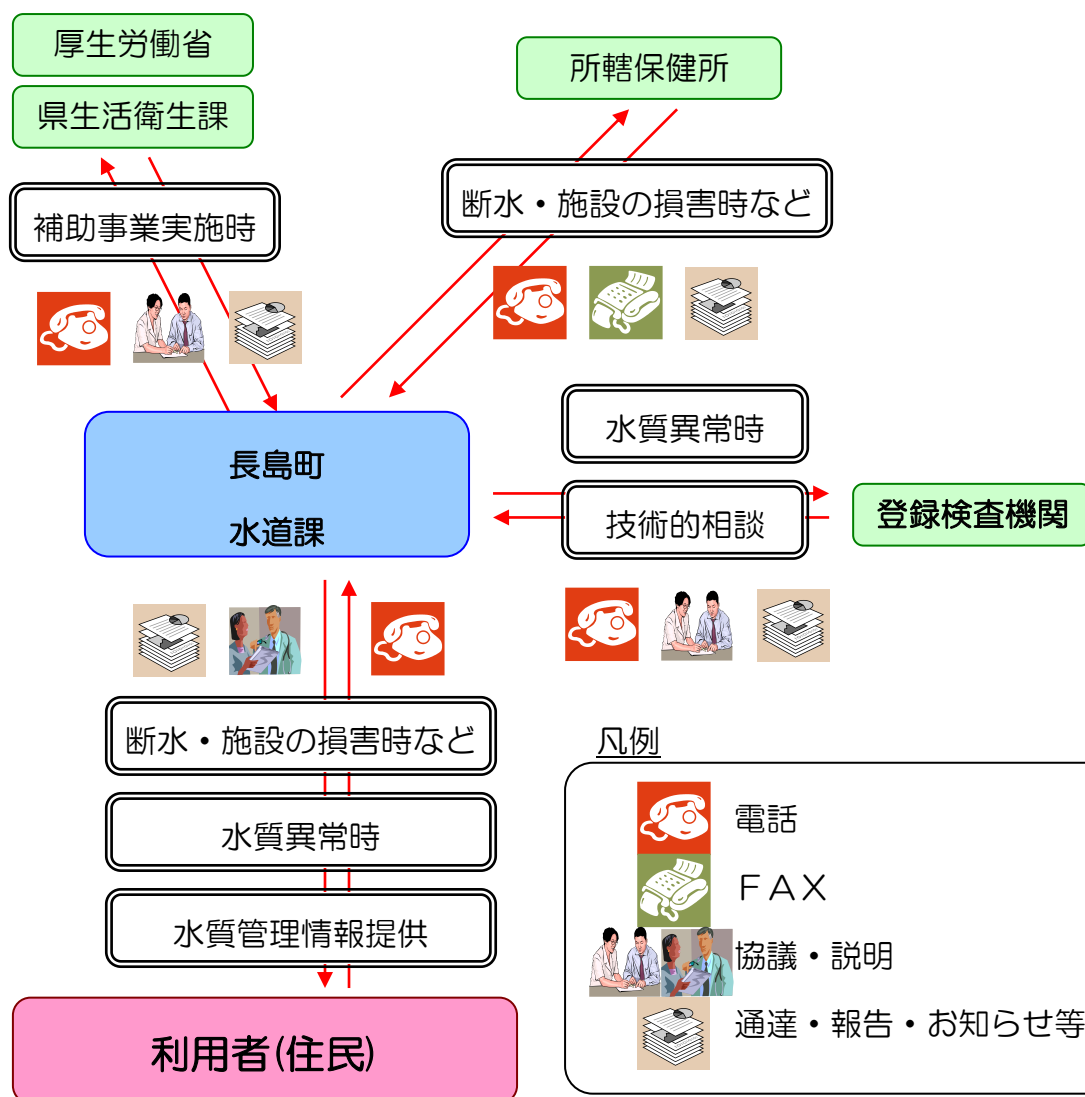
検査の工程だけではなく、結果の改ざんは言うまでもなく、検体や検査結果の取り違い等、検査以外での工程（事務業務及び連絡業務等）についても信頼性の保証が必要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ① 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。（水質検査部門管理者）
- ② 専ら水質検査業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれ、専任の管理者が置かれていること。（信頼性確保部門管理者）
- ③ 信頼性保証システム（第三者機関の監査を含むシステム）として、ISO9001 及び水道 GLP の認証を取得していること。
- ④ ISO9001 の認証の内容は、水質検査業務及び水質検査業務に係る事務業務等が含まれていること。

10. 関係者との連携(緊急時含む)

利用者(住民等)からの問合せ、自然災害または水源での事故及び水質に異常が認められる時など、緊急時に各水道関係機関との連絡等が必要になった場合に、連絡を迅速かつ正確に行うために、事態の状況判断や対応内容の役割を明確にすることを目的としたものです。

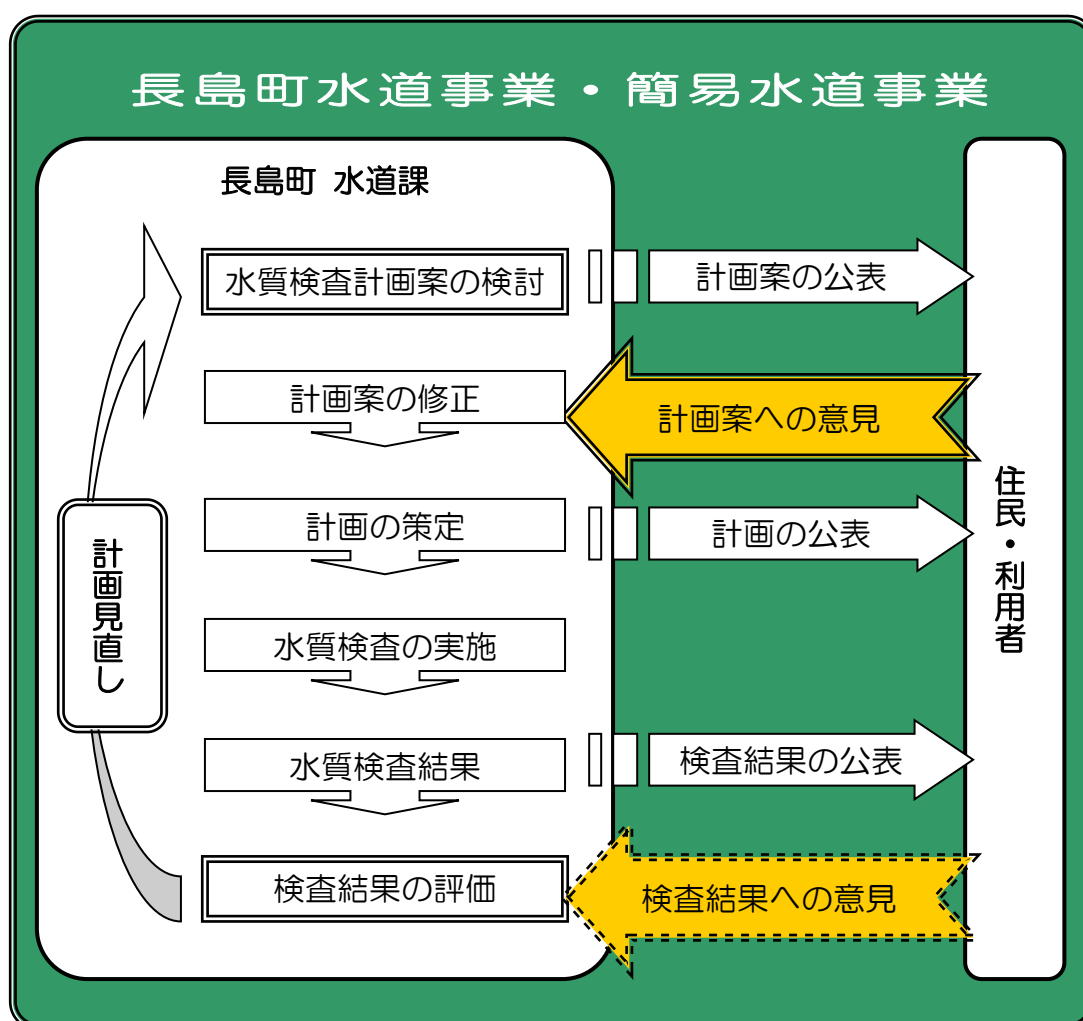
関係者との連携については、下図に示す内容・方法で行います。



11. 水質検査計画および検査結果の公表方法

安全でおいしい水を提供するために、本町では水質検査計画と検査結果をホームページ等で公表し、住民のみなさまにお知らせいたします。また、これらの事項につきまして、住民のみなさまからご意見を頂くことで、より各地域の水道にあった水質検査計画にすることが出来ると考えています。

次の世代にも安心して安定な水道を残していくために、みなさまのご協力をお願い致します。



12. データ

表12 水質基準項目と検査頻度及び省略の基準表

番号	省令 番号	項 目	基準値	検査 回数	検査回数の減	省略の可否	原水 39 項目
1	01	一般細菌	100 /mL	毎月	検査回数の減不可 ↓ 連続的に計測及び 記録している場合 ↓ 検査頻度 1回/3ヶ月	—	●
2	02	大腸菌	検出されないこと			—	●
3	38	塩化物イオン	200mg/ L			—	●
4	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/ L			—	●
5	47	p H値	5.8～8.6			—	●
6	48	味	異常でないこと			—	—
7	49	臭気	異常でないこと			—	●
8	50	色度	5度			—	●
9	51	濁度	2度			—	●
10	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ L	年 4 回	検査回数の減不可	—	●
11	21	塩素酸	0.6mg/ L			—	—
12	22	クロロ酢酸	0.02mg/ L			—	—
13	23	クロロホルム	0.06mg/ L			—	—
14	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ L			—	—
15	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ L			—	—
16	27	総トリハロメタン	0.1mg/ L			—	—
17	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ L			—	—
18	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ L			—	—
19	30	ブロモホルム	0.09mg/ L			—	—
20	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ L			—	—
21	09	亜硝酸態窒素	0.04mg/ L	年 4 回	「臭素酸」については検査回数の減不可。 水源の水質が大きく変わるおそれが少ない場合であって、過去3年間の検査結果が全て基準値の20%以下の場合 ↓ 検査頻度 1回/年 全て基準値の10%以下の場合 ↓ 検査頻度 1回/3年とすることができる	「ホウ素」については、原水が海水の場合は省略できない 「臭素酸」については、オゾン処理の場合及び次亜塩素酸消毒の場合は省略できない	●
22	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ L				●
23	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ L				●
24	26	臭素酸	0.01mg/ L				—
25	03	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ L				●
26	04	水銀及びその化合物	0.0005mg/ L				●
27	05	セレン及びその化合物	0.01mg/ L				●
28	07	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ L				●
29	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ L				●
30	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ L				●
31	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ L				●
32	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ L				●
33	40	蒸発残留物	500mg/ L				●
34	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ L				●
35	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ L				●
36	45	フェノール類	0.005mg/ L				●
37	06	鉛及びその化合物	0.01mg/ L			過去の検査結果が基準値の50%を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況から検査する必要があることが明らかな場合は省略することができる	●
38	08	六価クロム化合物	0.02mg/ L				●
39	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ L				●
40	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ L				●
41	34	鉄及びその化合物	0.3mg/ L				●
42	35	銅及びその化合物	1.0mg/ L				●
43	14	四塩化炭素	0.002mg/ L				●
44	15	1， 4－ジオキサン	0.05mg/ L				●
45	16	シス-1， 2-ジクロロエチレン及び トランス-1， 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ L				●
46	17	ジクロロメタン	0.02mg/ L				●
47	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ L				●
48	19	トリクロロエチレン	0.01mg/ L				●
49	20	ベンゼン	0.01mg/ L				●
50	42	ジェオスミン	0.00001mg/ L	月 1 回	藻類の発生が少ないことが明らかな期間を除く	停滞水を水源とする場合は藻類の発生状況も勘案する	●
51	43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ L				●



夢の架け橋 未来へつながる 長島大陸

【お問い合わせ】

長島町役場 水道課

〒899-1395 長島町指江787番地

TEL : 0996-86-1111 (代表)

0996-88-5664 (直通)

E-Mail : suidou@town.nagashima.lg.jp

別表 1-1

水質検査実施計画

令和 4 年度に実施する水質検査項目と頻度

《 平成 31 年 1 月 ～ 令和 3 年 12 月 の検査結果に基づき作成 》

(浄水)

(獅子島地区)

施設名 : 獅子島地区【片側配水池系】

令和4年度水質検査計画

獅子島中学校

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	0
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	0.7
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.24
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.021
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.009
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.003
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001未満
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.031
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.009
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.008
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物			○			○			○			○	0.2	0.06
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物													200	11.1
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	13.0
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)									○				300	53
40	蒸発残留物									○				500	91
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン													0.00001	0.000002
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000001
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	1.0
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	7.8
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	1.0
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	24	9	9	24	9	9	26	9	9	24	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 獅子島地区【幣串配水池系】

令和4年度水質検査計画

漁具倉庫

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	1
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	0.7
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.70
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.023
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.011
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.004
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001未満
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.033
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.011
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.009
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.02
33	アルミニウム及びその化合物			○			○			○			○	0.2	0.06
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物													200	11.3
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	13.2
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)									○				300	53
40	蒸発残留物									○				500	96
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000003
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000001
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	1.0
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	7.9
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.6
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	26	11	11	26	9	9	26	9	9	24	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 獅子島地区【黒崎配水池系】

令和4年度水質検査計画

個人 宅

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	0
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	1.7
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.39
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.035
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.016
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.005
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001未満
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.052
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.020
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.013
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.02
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.04
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物													200	14.6
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.004
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	23.5
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			○			○			○	300	70
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	123
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン													0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.8
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	7.7
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	1.4
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	25	9	9	25	9	9	26	9	9	25	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 獅子島地区 【御所浦配水池系】

令和4年度水質検査計画

御所浦消防詰所

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	4
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	0.4
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.12
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.013
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.003
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001未満
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.021
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.005
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.006
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.001
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.02
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.03
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物													200	8.3
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.002
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	11.5
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)									○				300	46
40	蒸発残留物									○				500	90
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン													0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.4
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	8.1
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.9
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	23	9	9	23	9	9	27	9	9	23	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 獅子島地区 【平河内配水池系】

令和4年度水質検査計画

白浜（個人 宅）

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	52
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.001
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	0.3
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.1未満
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン									○				0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
20	ベンゼン									○				0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.07
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.006
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001未満
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.011
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.003
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.003
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.01
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	11.7
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	17.5
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			○			○			○	300	74
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	125
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.02未満
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.005未満
45	フェノール類									○				0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	8.2
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	1.7
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.3
		9	9	25	9	9	25	9	9	51	9	9	25	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 獅子島地区【湯ノ口配水池系】

令和4年度水質検査計画

もくもく館

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	2
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	0.1未満
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.1未満
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン									○				0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
20	ベンゼン									○				0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.19
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブromクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.002
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.003
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブromジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブromホルム			○			○			○			○	0.09	0.003
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	26.2
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	20.2
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			○			○			○	300	68
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	160
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.02未満
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.005未満
45	フェノール類									○				0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.4
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	8.3
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	25	9	9	25	9	9	51	9	9	25	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

別表 1-2

水質検査実施計画

令和 4 年度に実施する水質検査項目と頻度

《 平成 31 年 1 月 ～ 令和 3 年 12 月 の検査結果に基づき作成 》

(浄水)

(南部地区・東部地区)

施設名： 南部地区 【田尻配水池系】

令和4年度水質検査計画

田尻公民館

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	2
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	1.1
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.1未満
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン									○				0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
20	ベンゼン									○				0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.06未満
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.002
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	12.6
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	36.3
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			○			○			○	300	71
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	164
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.02未満
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.005未満
45	フェノール類									○				0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	8.0
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2
		9	9	25	9	9	25	9	9	51	9	9	25	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 南部地区 【山門野配水池系】

令和4年度水質検査計画

山門野公民館

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	2
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	0.9
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.1未満
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン									○				0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
20	ベンゼン									○				0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.06未満
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.002
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	30.7
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	81.8
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			○			○			○	300	115
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	334
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.02未満
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.005未満
45	フェノール類									○				0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	8.0
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	25	9	9	25	9	9	51	9	9	25	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名：南部地区【川床配水池系】

令和4年度水質検査計画

川床下公民館

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	0
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	1.8
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.1未満
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン									○				0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
20	ベンゼン									○				0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.06未満
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001未満
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	8.6
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	11.1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)									○				300	55
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	144
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.02未満
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.005未満
45	フェノール類									○				0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	7.9
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	24	9	9	24	9	9	51	9	9	24	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 南部地区【川床第3系統】

令和4年度水質検査計画

市来崎公民館

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	0
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	0.1未満
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.09
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.1未満
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン									○				0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
20	ベンゼン									○				0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.06未満
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001未満
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	8.7
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	6.8
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)									○				300	31
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	129
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.02未満
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.005未満
45	フェノール類									○				0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	8.0
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	24	9	9	24	9	9	51	9	9	24	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 南部地区【塩迫配水池系】

令和4年度水質検査計画

塩迫消防詰所

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	15
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.002
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	4.5
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.06未満
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001未満
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物													200	9.9
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	11.5
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			○			○			○	300	73
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	170
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン													0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	7.7
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	25	9	9	25	9	9	25	9	9	25	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 南部地区【杉ノ段配水池系】

令和4年度水質検査計画

毎床公衆トイレ

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	14
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	1.0
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.06未満
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブromクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブromジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブromホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物													200	8.0
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	8.9
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)									○				300	41
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	130
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン													0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	7.9
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	24	9	9	24	9	9	25	9	9	24	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」**

施設名 : 東部地区【赤崎配水池系】

令和4年度水質検査計画

赤崎墓地

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	2
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	4.4
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.06未満
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.003
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.003
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.04
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物													200	9.9
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	10.6
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			○			○			○	300	91
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	182
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン													0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	8.2
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.6
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	25	9	9	25	9	9	25	9	9	25	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」**

施設名 : 東部地区【鷹巣配水池系】

令和4年度水質検査計画

鷹巣水道倉庫

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	3
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	0.6
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.06未満
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.002
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	31.1
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	69.2
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			○			○			○	300	87
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	271
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン													0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	8.1
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	25	9	9	25	9	9	26	9	9	25	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 東部地区 【松ヶ平配水池系】

令和4年度水質検査計画

個人 宅

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	1
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	0.4
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.23
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.004
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	31.0
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	69.3
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			○			○			○	300	89
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	293
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン													0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	8.0
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	25	9	9	25	9	9	26	9	9	25	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 東部地区 【浦底配水池系】

令和4年度水質検査計画

浦底消防詰所

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	2
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	0.2
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.06未満
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブromクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブromジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブromホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物													200	9.0
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	7.3
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)									○				300	42
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	140
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン													0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	8.0
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	24	9	9	24	9	9	25	9	9	24	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 東部地区【葛輪配水池系】

令和4年度水質検査計画

葛輪消防詰所

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	2
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	1.3
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.10
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001未満
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.002
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.002
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物													200	11.8
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	23.4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			○			○			○	300	81
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	183
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン													0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	8.0
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	25	9	9	25	9	9	25	9	9	25	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 東部地区 【薄井配水池系】

令和4年度水質検査計画

薄井消防詰所

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	0
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	1.5
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.06未満
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001未満
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物													200	12.8
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	24.4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			○			○			○	300	84
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	185
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン													0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	7.8
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	25	9	9	25	9	9	25	9	9	25	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 東部地区 【伊唐配水池系】

令和4年度水質検査計画

伊唐アイランドセンター

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	27
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	4.7
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.06未満
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001未満
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物													200	10.3
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	13.6
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)									○				300	49
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	133
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン													0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	7.0
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	1.4
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.4
		9	9	24	9	9	24	9	9	25	9	9	24	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

別表 1-3

水質検査実施計画

令和 4 年度に実施する水質検査項目と頻度

《 平成 31 年 1 月 ～ 令和 3 年 12 月 の検査結果に基づき作成 》

(浄水)

(西部地区・北部地区)

施設名 : 西部地区【馬込配水池系】

令和4年度水質検査計画

馬込消防詰所

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	0
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.5
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.36
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.003
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.002
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.002
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	25.1
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	45.1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			○			○			○	300	105
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	251
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン													0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	8.0
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	25	9	9	25	9	9	26	9	9	25	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 西部地区【汐見配水池系】

令和4年度水質検査計画

汐見消防詰所

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	30
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	0.7
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.06未満
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.002
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.002
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.002
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	26.4
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	62.7
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			○			○			○	300	85
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	255
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン													0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	7.8
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.9
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	25	9	9	25	9	9	26	9	9	25	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名：西部地区【唐隈配水池系】

令和4年度水質検査計画

唐隈消防詰所

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	2
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	0.4
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.07
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブromクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001未満
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブromジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブromホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物													200	13.2
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	25.5
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)									○				300	57
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	168
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン													0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	7.9
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	24	9	9	24	9	9	25	9	9	24	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 西部地区【魚釣瀬配水池系】

令和4年度水質検査計画

長島町文化ホール

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	12
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	4.0
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.1未満
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン									○				0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
20	ベンゼン									○				0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.06未満
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.006
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001未満
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.015
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.002
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.007
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	12.7
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	19.5
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)									○				300	49
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	154
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.02未満
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.005未満
45	フェノール類									○				0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	7.7
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	24	9	9	24	9	9	51	9	9	24	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 西部地区【郷式配水池系】

令和4年度水質検査計画

長島町役場

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	25
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	0.4
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.1未満
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン									○				0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
20	ベンゼン									○				0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.06未満
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001未満
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	8.6
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	8.0
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)									○				300	39
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	136
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.02未満
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.005未満
45	フェノール類									○				0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	7.9
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	24	9	9	24	9	9	51	9	9	24	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 西部地区【城川内配水池系】

令和4年度水質検査計画

城川内公民館

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	5
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	0.5
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.1未満
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン									○				0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
20	ベンゼン									○				0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.06未満
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	28.7
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	46.5
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)									○				300	59
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	203
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.02未満
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.005未満
45	フェノール類									○				0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	8.0
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	24	9	9	24	9	9	51	9	9	24	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 西部地区【川内配水池系】

令和4年度水質検査計画

川内公民館

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	0
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	0.4
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.1未満
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン									○				0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.001未満
20	ベンゼン									○				0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.06
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001未満
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	9.0
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	8.3
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)									○				300	41
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	140
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.02未満
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.005未満
45	フェノール類									○				0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	7.9
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	24	9	9	24	9	9	51	9	9	24	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 北部地区 【蔵之元配水池系】

令和4年度水質検査計画

小浜野菜集荷所

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	3
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	0.8
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.06未満
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブromクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001未満
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブromジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブromホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物													200	9.1
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	10.1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)									○				300	50
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	149
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン													0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	7.9
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	24	9	9	24	9	9	25	9	9	24	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 北部地区【平尾配水池系】

令和4年度水質検査計画

母良木公民館

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	0
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.1
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.06未満
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001未満
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.001未満
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.001未満
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.01
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物													200	10.0
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	13.0
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			○			○			○	300	68
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	163
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン													0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	7.8
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	25	9	9	25	9	9	25	9	9	25	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 北部地区 【北方崎配水池系】

令和4年度水質検査計画

茅屋墓地

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	1
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	3.0
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.09
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.001未満
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.002
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.002
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.005
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.001未満
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	0.003
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.04
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物													200	12.0
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	17.0
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)									○				300	45
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	158
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	7.8
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.6
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満
		9	9	26	11	11	26	9	9	26	9	9	24	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名 : 北部地区【口之福浦配水池系】

令和4年度水質検査計画

口之福浦コミュニティセンター

No	項目	令和4年度検査頻度												基準値	2019/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	4
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.001未満
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.005未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	0.9
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.001未満
20	ベンゼン													0.01	0.001未満
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	0.10
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	0.002未満
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	0.017
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.010
25	ジブromクロロメタン			○			○			○			○	0.1	0.010
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	0.001未満
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	0.034
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	0.006
29	ブromジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	0.011
30	ブromホルム			○			○			○			○	0.09	0.004
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.02未満
34	鉄及びその化合物													0.3	0.03未満
35	銅及びその化合物													1.0	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物													200	10.4
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	12.5
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)									○				300	52
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	154
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.02未満
42	ジェオスミン													0.00001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.005未満
45	フェノール類													0.005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.9
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	7.9
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	2.4
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.5
		9	9	24	9	9	24	9	9	25	9	9	24	項目数	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

別表2

令和4年度に実施する水質検査項目と頻度
(原水)

クリプトスポリジウム等の原水の検査関連

○ 汚染のおそれの判断指針

指標菌	水 源 種 別	汚染のおそれ	
検 出	地表水(河川水・湖沼水・ダム水等)	汚染のおそれが高い	レベル 4
	被圧地下水(伏流水・湧水・浅井戸・深井戸等)	汚染のおそれがある	レベル 3
不検出	地表水又は地表水等が混入する被圧地下水	当面、汚染の可能性が低い	レベル 2
	被圧地下水のみ(地表水等が混入しない)	汚染の可能性が低い	レベル 1

○ 汚染のおそれがある施設整備指針

レベル	施 設 整 備
レベル 4	- ろ過設備(急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過)を整備し、ろ過池出口の濁度を 0.1 度以下で常時監視(高感度濁度計整備) - 又はろ過した後に紫外線処理
レベル 3	上記設備又は紫外線処理設備

○ 原水の検査項目及び検査頻度

レベル	施設整備	検 査 項 目	検 査 頻 度
レベル 4	整備済み	クリプトスポリジウム等検査 指標菌検査	1回以上／年 1回以上／年
レベル 3	施設整備中	クリプトスポリジウム等検査 指標菌検査	1回以上／3ヶ月 1回以上／1ヶ月
レベル 2	—	指標菌検査	1回以上／3ヶ月
レベル 1	—	原水 39 項目検査 井戸内部の撮影等	1回／年 1回／3年

注) 指標菌＝大腸菌、嫌気性芽胞菌

クリプトスポリジウム等＝通常の塩素消毒で死滅しない耐塩素性病原微生物

令和４年度 原水の水質検査実施計画

○獅子島地区

事業名	水源名	種別	レベル	施設整備	検査回数/年		
					39項目	指標菌	クリプトスホ [®] リジウム等
獅子島簡易水道	片側水源地	ダム水	4	済	1	1	1
	黒崎水源地	表流水	4	済	1	1	1
	御所浦第1浄水場	表流水	4	済	1	1	1
	御所浦第3浄水場	表流水	4	済	1	1	1
	御所浦第4水源地	深井戸	2	－	1	4	0
	平河内水源地	深井戸	2	－	1	4	0
	湯ノ口水源地	深井戸	2	－	1	4	0

○南部地区・東部地区

事業名	水源名	種別	レベル	施設整備	検査回数/年		
					39項目	指標菌	クリプトスホ [®] リジウム等
長島町水道事業（南部）	山門野第2・3水源地	深井戸	2	－	1	4	0
	山門野第1水源地	深井戸	2	－	1	4	0
	川床第1・2水源地	深井戸	2	－	1	4	0
	川床第3水源地	深井戸	2	－	1	4	0
	塩追水源地	深井戸	2	－	1	4	0
	杉ノ段水源地	深井戸	2	－	1	4	0
長島町水道事業（東部）	赤崎水源地	深井戸	3	未	1	12	4
	浦底第1・2水源地（鷹浦2・5水源地）	深井戸	2	－	1	4	0
	松ヶ平水源地（鷹浦3水源地）	深井戸	2	－	1	4	0
	倉蔵水源地（鷹浦第4水源地）	深井戸	2	－	1	4	0
	鷹巣第1・2水源地	深井戸	2	－	1	4	0
	伊唐水源地	深井戸 浅井戸	3	未	1	12	4

令和４年度 原水の水質検査実施計画

○西部地区・北部地区

事業名	水源名	種別	レベル	施設整備	検査回数/年		
					39項目	指標菌	クリプト スポリジウム等
長島町水道事業 (西部)	馬込水源地	深井戸	2	－	1	4	0
	汐見水源地	深井戸	3	未	1	12	4
	唐隈水源地	深井戸	2	－	1	4	0
	魚釣瀬水源地	湧水	4	済	1	1	1
	郷式水源地	深井戸	2	－	1	4	0
	城川内水源地	深井戸	2	－	1	4	0
	川内第1・2水源地	深井戸	3	済	1	2	1
長島町水道事業 (北部)	蔵之元第1・2水源地	深井戸	2	－	1	4	0
	平尾第1水源地	深井戸	2	－	1	4	0
	中南水源地	深井戸	2	－	1	4	0
	北方崎水源地	湧水	4	済	1	1	1
	口之福浦水源地	湧水	4	済	1	1	1